



福祉に関する各計画を策定 計画期間 令和3年度～令和5年度 ～詳しくは市ホームページをご覧ください～

第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画

65歳以上の方の介護保険料は、基準額5000円を据え置くこととし、全ての所得段階で変更はありません。また、広域型特別養護老人ホーム(1施設・100床)の整備を行います。

☎ 高齢者支援課・内線433

第2期我孫子市子ども発達支援計画(第2期障害児福祉計画)

保健・医療・福祉・教育など関係機関が連携し、発達に支援が必要な子どもへのライフステージに応じた一貫した支援体制の充実を図ります。

☎ こども発達センター ☎ 7188-0472

第3期我孫子市障害者プラン

障害のある方が住み慣れた地域で自立し安心した生活ができるよう、施策に関する基本的な事項を定めた「我孫子市障害者計画」と、障害福祉サービスなどの提供体制の確保に関する事項を定めた「我孫子市障害福祉計画」を一体的に策定しました。

☎ 障害福祉支援課・内線384



マイナンバーカードの受け取り、 電子証明書の更新は事前予約を！

平日のマイナンバーカードの受け取り、電子証明書の更新手続きは一部予約制です。予約なしでも受け付けできますが、事前予約をすることで待ち時間が少なくなり、優先的にご案内できます。

予約できる方 ◎マイナンバーカードの受け取り…個人番号カード交付通知書(はがき)が届いている方 ◎電子証明書の更新…電子証明書有効期限が3カ月未満の方

予約可能日 来庁希望日の2週間前～前日まで

予約方法 電話で市民課 ☎ 7185-4326(平日午前9時～午後5時)

※休日開庁日の予約は広報あびこ毎月1日号をご覧ください。

☎ 市民課・内線693



クリーンセンターからのお知らせ

集積所で使用する備品には名前の記入を！

「台車」や「すのこ」など、自治会などで管理している備品は分かりやすい場所に大きく名前を記入してください。名前がない場合はごみや資源として回収の対象となります。

記入例 ○○自治会、○○町会、○○管理組合など

☎ クリーンセンター ☎ 7187-0015



4月は「若年層の性暴力被害予防月間」

4月は進学・就職などで、若い世代の生活環境が大きく変わり、性暴力被害に遭うリスクが高まる時期です。国は、今年から4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と決めました。

性犯罪・性暴力の被害を知り、周りに心配な人がいたら相談できることを教えてあげてください。誰もが性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないために。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(内閣府) ☎ #8891…全国共通番号で最寄りのワンストップ支援センターにつながります。

性犯罪被害相談電話(警察) ☎ #8103…全国共通番号で発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。

詳しくは内閣府男女共同参画局ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。

☎ 秘書広報課男女共同参画室 ☎ 7185-1752



耐震診断・耐震改修工事費用助成のお知らせ

昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅の耐震診断・耐震改修工事費用の助成を行っています。

昭和56年6月に現行の耐震基準「新耐震基準」が導入され、昭和56年5月以前の「旧耐震基準」で建てた木造住宅は、現在の耐震基準を満たしていないことが多く、万一の場合、倒壊する恐れがあります。

まずは耐震診断で耐震性を確認し、結果に応じて適切な耐震改修を実施することが重要です。

耐震診断・耐震改修工事費用の助成

「災害に強いまちづくり」を実現するため、5月11日(火)から木造住宅耐震診断・耐震改修工事、分譲マンション耐震診断の助成申請受付を開始します。

申請は必ず耐震診断・耐震改修工事の契約・工事実施前に行ってください。

申請方法、補助金額など詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象 昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅、分譲マンション

◎木造住宅耐震診断助成

受付期間 5月11日(火)～12月24日(金) 助成棟数 先着5棟

◎木造住宅耐震改修工事助成

受付期間 5月11日(火)～11月30日(火) 助成棟数 先着5棟

◎マンション耐震診断助成

受付期間 5月11日(火)～9月30日(休) 助成棟数 先着1棟

☎ 建築住宅課・内線528



国民健康保険税 制度改正のお知らせ

◎令和3年度保険税の税率改正

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療機関を受けられるよう、加入者の皆さんがお互いに助け合う制度です。これまで税率を据え置きましたが、国保の安定的な財政運営のため、令和3年度は下表のとおり税率を改正します。※後期高齢者医療保険料に変更はありません。

賦課区分	賦課項目	令和2年度 保険税率	令和3年度 保険税率
医療保険分	所得割	7.25%	据え置き
	均等割	1万8000円	据え置き
	平等割	1万8600円	据え置き
後期高齢者支援金分	所得割	2.00%	2.75%
	均等割	4200円	6200円
介護保険分	所得割	1.55%	1.75%
	均等割	1万2600円	1万5200円

※令和3年度の「国民健康保険税」納税通知書は、6月15日(火)に発送予定です。

◎保険税の軽減判定所得の基準が改正

個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の軽減制度が下表のとおり改正されました。世帯主、国保加入者および特定同一世帯所属者*の前年中の総所得金額等の合計が一定以下の世帯は、保険税の均等割額および平等割額が軽減されます。

なお、所得の申告をしていない場合は軽減判定ができません。所得のない方も忘れずに申告をしてください。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療保険の被保険者となり、国保の資格を喪失した後も同一世帯に属する方です。

改正前(令和2年度まで)	改正後(令和3年度から)
7割軽減 総所得金額等の合計額が33万円以下	7割軽減 総所得金額等の合計額が43万円+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下
5割軽減 33万円+28万5000円×被保険者数(※2)以下	5割軽減 43万円+28万5000円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下
2割軽減 33万円+52万円×被保険者数(※2)以下	2割軽減 43万円+52万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下

(※1) 給与所得者等とは一定給与所得者(給与収入55万円を超える方)・公的年金等の支給(60万円を超える65歳未満の方または110万円を超える65歳以上の方)を受ける方です。また、給与所得者等の判定対象となる方は軽減判定の被保険者、擬制世帯主、特定同一世帯所属者です。

(※2) 被保険者数は、同一世帯で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方(特定同一世帯所属者)を含みます。

☎ 国保年金課・内線930

